

令和4年3月17日

衆議院議長 内閣総理大臣 財務大臣
参議院議長 総務大臣 厚生労働大臣 あて

静岡県議会議長 宮沢 正美

医師少数県における医師の働き方改革に関する意見書

医師が健康で安心して働ける労働環境を整備するため、令和3年5月に医師の働き方改革に向けた措置等を目的に改正医療法が施行された。これにより令和6年4月からは、医師の時間外労働時間の上限が年960時間以下、月100時間未満に規制されることに加え、連続勤務時間の制限や勤務間インターバルなどの追加的健康確保措置も講じられる。

また、地域医療の確保や集中的な研修実施の必要性の観点から、医師労働時間短縮計画の策定などを条件に、やむを得ず時間外労働時間が年1860時間以下という高い上限時間を適用する医療機関を知事が指定する制度も創設される。

しかし、労働時間の上限規制により激務に従事する医師の健康を確保することは喫緊の課題であるものの、我が国の医療は個々の医師の献身的な長時間労働に支えられてきた側面が大きく、それに制限がかかることに加え、大学病院等からの地域の医療機関への医師の派遣が困難になるおそれもある。

特に、本県のような医師少数県においては、さらなる医師不足に陥ることにとどまらず、地域医療の崩壊さえも強く懸念されることから、本規制の適用に当たっては、地域の実情を的確に捉えた対策を講ずることが必要不可欠である。

よって国においては、医師少数県における医師の働き方改革を進めるに当たっては、地域医療提供体制の確保のため、下記事項について取り組むことを強く要望する。

記

- 1 医師少数県を対象に、働き方改革の実施に伴う医師の必要数を明確にするとともに、医師不足による診療体制の縮小や地域医療の崩壊を招くことがないように、働き方改革の推進に合わせ、医師の不足や偏在について実効性のある対策を早期に講ずること。
- 2 労働時間の上限規制適用に向け、地域医療の確保等のため高い上限時間の適用が必要な医療機関における医師労働時間短縮計画の策定について必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。